○最低制限価格制度事務処理要領

（令和８年１月26日制定）

（目的）

第１　この要領は、長野県住宅供給公社の契約に関する要綱（平成15年９月30日制定）第12条第１項に定める、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第２項の規定に基づく最低制限価格制度の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２　この要領において「最低制限価格制度」とは、競争入札による業務委託契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。

（対象業務）

第３　最低制限価格制度の対象とする業務は、一般競争入札及び指名競争入札で発注する建築保全業務とする。

２　前項の規定にかかわらず、特別な事情があるときは、最低制限価格を設定しないことができる。

（最低制限価格の設定）

第４　最低制限価格制度を適用するための価格等の基準は、別に定める「建築保全業務に係る最低制限価格算定基準」による。

（落札者の決定）

第５　最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る入札が行われたときは当該入札者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（入札参加者への周知）

第６　最低制限価格を設定したときは、入札公告及び指名通知に次の各号に掲げる事項を記載し、入札参加者に周知する。

(1)　最低制限価格を設定していること。

(2)　最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低の価格の入札者であっても落札者とならないこと。

附　則

この要領は、令和８年２月１日から施行する。